

川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針 新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針 1 用語の定義 この指導指針において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 有料老人ホーム 老人福祉法第29条第1項に規定する施設 二 有料老人ホーム事業 老人を入居させ、次のアからエまでのいずれかをする事業 ア 入浴、排せつ又は食事の介護 イ 食事の提供 ウ 洗濯、掃除等の家事の供与 エ 健康管理の供与 <u>三 サービス付き高齢者向け住宅 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けている高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホーム</u> <u>四 サービス付き高齢者向け住宅事業 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の規定に基づき、高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービスその他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業として登録を受けている事業</u> <u>五</u> 設置者 有料老人ホームの設置者（複数の事業者が協同して有料老人ホーム事業を運営する場合の各事業者及び委託を受けた事業者を含む。） <u>六</u> 管理者 職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う立場にある者（施設長、責任者など、その呼称に関わらな	川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針 1 用語の定義 この指導指針において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 有料老人ホーム 老人福祉法第29条第1項に規定する施設 二 有料老人ホーム事業 老人を入居させ、次のアからエまでのいずれかをする事業 ア 入浴、排せつ又は食事の介護 イ 食事の提供 ウ 洗濯、掃除等の家事の供与 エ 健康管理の供与 三 設置者 有料老人ホームの設置者（複数の事業者が協同して有料老人ホーム事業を運営する場合の各事業者及び委託を受けた事業者を含む。） 四 管理者 職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う立場にある者（施設長、責任者など、その呼称に関わらな

改正後（新）	改正前（旧）
い) <u>七</u> 特定施設入居者生活介護等 次のア、イ、ウのいずれかに掲げるサービス ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護 イ 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護 ウ 介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護 <u>八</u> 介護サービスを提供する有料老人ホーム 次のア又はイに掲げる有料老人ホーム ア 特定施設入居者生活介護等を提供する有料老人ホーム イ 設置者が、介護サービス（介護保険法第40条に規定する介護給付又は同法第52条に規定する予防給付に係る介護サービス以外の介護サービス）を提供する有料老人ホーム 7 建物の規模及び構造設備に関する例外 <u>(1) 既存の建築物を転用して開設される有料老人ホーム等</u> <u>既存の建築物を転用して開設される有料老人ホーム又は定員9人以下の有料老人ホームについて、建物の構造上6(9)に定める基準を満たすことが困難である場合は、以下の措置を講じることで、当該基準に適合することを要しない。</u> <u>ア 6(9)に定める基準を満たしていない事項について、重要事項説明書又は管理規程に記載し、その内容を適切に入居者又は入居希望者に対して説明すること。</u> <u>イ 居室及び一時介護室が6(9)ア①の居室面積が確保できない場合</u>	い) 五 特定施設入居者生活介護等 次のア、イ、ウのいずれかに掲げるサービス ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護 イ 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護 ウ 介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護 六 介護サービスを提供する有料老人ホーム 次のア又はイに掲げる有料老人ホーム ア 特定施設入居者生活介護等を提供する有料老人ホーム イ 設置者が、介護サービス（介護保険法第40条に規定する介護給付又は同法第52条に規定する予防給付に係る介護サービス以外の介護サービス）を提供する有料老人ホーム 7 建物の規模及び構造設備に関する例外 (1) 木造かつ平屋建ての有料老人ホーム 市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的な知識を有するものの意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての有料老人ホームの建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 ア スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造である

改正後（新）	改正前（旧）
<u>は、居室外に収納設備を設けるなど有効面積の確保に努めるとともに、談話室を複数設置するなど、6 (9) アの基準を満たした場合と同等の効果が得られると認められる代替措置を講じること。</u> <u>ウ 廊下が6 (9) ス (ア) ①の有効幅員を確保できない場合は、待避スペースや転回スペースを設ける、入居者の希望に応じて職員が廊下の移動を介助するなど、6 (9) ス (ア) の基準を満たした場合と同等の効果が得られると認められる代替措置を講じること。</u> <u>エ 将来において6 (9) に定める基準に適合させる改善計画を策定し、入居者へ説明を行うこと。</u> <u>(2) 木造かつ平屋建ての有料老人ホーム</u> <u>市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的な知識を有するものの意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての有料老人ホームの建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</u> <u>ア スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</u> <u>イ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</u> <u>ウ 避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</u>	こと。 イ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 ウ 避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 (2) 既存の建築物を転用して開設される有料老人ホーム等 既存の建築物を転用して開設される有料老人ホーム又は定員9人以下の有料老人ホームについて、建物の構造上6 (9) に定める基準を満たすことが困難である場合は、以下の措置を講じること、当該基準に適合することを要しない。 ア 6 (9) に定める基準を満たしていない事項について、重要事項説明書又は管理規程に記載し、その内容を適切に入居者又は入居希望者に対して説明すること。 イ 居室及び一時介護室が6 (9) ア①の居室面積が確保できない場合は、居室外に収納設備を設けるなど有効面積の確保に努めるとともに、談話室を複数設置するなど、6 (9) アの基準を満たした場合と同等の効果が得られると認められる代替措置を講じること。 ウ 廊下が6 (9) ス (ア) ①の有効幅員を確保できない場合は、待避スペースや転回スペースを設ける、入居者の希望に応じて職員が廊下の移動を介助するなど、6 (9) ス (ア) の基準を満たした場合と同等の効果が得られると認められる代替措置を講じること。

改正後（新）	改正前（旧）
<u>(3) 戸建住宅等（延べ面積200㎡未満かつ階数3以下）を有料老人ホームとして利用する場合においては、在館者が迅速に避難できる措置を講じることにより、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</u> <u>(4) 高齢者専用賃貸住宅であった有料老人ホーム</u> 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）の施行（平成23年10月20日）の際、現に改正法による改正前的高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であった有料老人ホームについては、6(2)、(3)、(6)、(7)、(8)、(9)のア、イ、エ、オ、キ、ス(ア)、7(2)の基準を適用しない。ただし、建築基準法、消防法等に定める避難設備、消火設備、警報設備その他地震、火災、ガスもれ等の防止や事故、災害に対応するための設備を十分に設けること。 8 職員の配置、研修及び衛生管理等 (1) 職員の配置 ア 介護付有料老人ホームにあつては、指定基準において規定されている人員に関する基準を遵守するとともに、介護保険対象外のサービスを提供する場合は、そのサービスの内容に見合った職員を適切に配置すること。 イ 住宅型有料老人ホーム及び健康型有料老人ホームにおける職員配置は次によること。 (ア) <u>管理者</u>及び夜間対応職員を必ず配置すること。また、<u>管理者</u>に	エ 将来において6(9)に定める基準に適合させる改善計画を策定し、入居者へ説明を行うこと。 (3) 高齢者専用賃貸住宅であった有料老人ホーム 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）の施行（平成23年10月20日）の際、現に改正法による改正前的高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であった有料老人ホームについては、6(2)、(3)、(6)、(7)、(8)、(9)のア、イ、エ、オ、キ、ス(ア)、7(1)の基準を適用しない。ただし、建築基準法、消防法等に定める避難設備、消火設備、警報設備その他地震、火災、ガスもれ等の防止や事故、災害に対応するための設備を十分に設けること。 8 職員の配置、研修及び衛生管理等 (1) 職員の配置 ア 介護付有料老人ホームにあつては、指定基準において規定されている人員に関する基準を遵守するとともに、介護保険対象外のサービスを提供する場合は、そのサービスの内容に見合った職員を適切に配置すること。 イ 住宅型有料老人ホーム及び健康型有料老人ホームにおける職員配置は次によること。 (ア) 管理者(施設長)及び夜間対応職員を必ず配置すること。また、

改正後（新）	改正前（旧）
については、原則として常勤・専従とすること。 (イ) 提供するサービス内容に応じて、その呼称にかかわらず、次の職員を配置すること。 事務員、生活相談員、介護職員、看護職員（看護師又は准看護師）、機能訓練指導員、栄養士、調理員各職員の配置数は、入居者の数や要介護等の状態に即して、適切な数を確保することとし、さらに、夜間の介護及び緊急時等に対応できる職員体制及び勤務ローテーションとすること。 ウ イにかかわらず、有料老人ホームの運営に支障がないと認められる場合は、当該有料老人ホームの他の職務又は当該有料老人ホームに併設されている施設や事業所の職務を兼務できることとする。 また、他の職務を兼務する場合にあっては、各職員について、それぞれの職務の内容に応じた勤務状況を把握する観点から、適切に勤務表の作成及び管理を行うこと。 エ 調理業務等を外部に委託する場合、住宅型有料老人ホームにあっては訪問介護等の介護保険サービスを利用することにより適切な処遇が確保できる場合等は、一部の職員を置かないことができる。 オ 介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、アからエのほか、提供する介護サービスの内容に応じ、次によること。 (ア) 要介護者等を直接処遇する職員（介護職員及び看護職員をいう。）については、介護サービスの安定的な提供に支障がない職員体制とすること。 (イ) 介護職員のうち1人以上は常勤の者とする。また、特に施設の開設時においては、高齢者の介護について知識及び経験を有する者が、過半数を占めるように配慮すること。	管理者(施設長)については、原則として常勤・専従とすること。 (イ) 提供するサービス内容に応じて、その呼称にかかわらず、次の職員を配置すること。 事務員、生活相談員、介護職員、看護職員（看護師又は准看護師）、機能訓練指導員、栄養士、調理員各職員の配置数は、入居者の数や要介護等の状態に即して、適切な数を確保することとし、さらに、夜間の介護及び緊急時等に対応できる職員体制及び勤務ローテーションとすること。 ウ イにかかわらず、有料老人ホームの運営に支障がないと認められる場合は、当該有料老人ホームの他の職務又は当該有料老人ホームに併設されている施設や事業所の職務を兼務できることとする。 また、他の職務を兼務する場合にあっては、各職員について、それぞれの職務の内容に応じた勤務状況を把握する観点から、適切に勤務表の作成及び管理を行うこと。 エ 調理業務等を外部に委託する場合、住宅型有料老人ホームにあっては訪問介護等の介護保険サービスを利用することにより適切な処遇が確保できる場合等は、一部の職員を置かないことができる。 オ 介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、アからエのほか、提供する介護サービスの内容に応じ、次によること。 (ア) 要介護者等を直接処遇する職員（介護職員及び看護職員をいう。）については、介護サービスの安定的な提供に支障がない職員体制とすること。 (イ) 介護職員のうち1人以上は常勤の者とする。また、特に施設の開設時においては、高齢者の介護について知識及び経験を有する者が、過半数を占めるように配慮すること。

改正後（新）	改正前（旧）
(ウ) 看護職員については、入居者の健康管理に必要な数を配置すること。 (エ) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であること。 (オ) 施設の<u>管理者</u>及び介護サービスの責任者の地位にある者は、高齢者の介護について知識及び経験を有する者とし、原則として次のいずれかに該当する者とする。 ① 社会福祉士、介護福祉士、保健師、看護師等の資格を有する者 ② 特別養護老人ホーム等の介護保険施設又は有料老人ホーム等において、2年以上介護サービスに従事した経験を有する者 (4) 職員の秘密保持 有料老人ホームの職員又は職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、有料老人ホームの設置者は必要な措置を講じなければならない。 なお、設置者にあつては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（<u>個人情報保護委員会・厚生労働省</u>）」に基づき、個人情報の適正な取扱いを遵守すること。 9 施設の管理・運営 (4) 業務継続計画の策定等 ア 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定に当たっては、「<u>企</u>	(ウ) 看護職員については、入居者の健康管理に必要な数を配置すること。 (エ) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であること。 (オ) 施設の管理者(施設長)及び介護サービスの責任者の地位にある者は、高齢者の介護について知識及び経験を有する者とし、原則として次のいずれかに該当する者とする。 ① 社会福祉士、介護福祉士、保健師、看護師等の資格を有する者 ② 特別養護老人ホーム等の介護保険施設又は有料老人ホーム等において、2年以上介護サービスに従事した経験を有する者 (4) 職員の秘密保持 有料老人ホームの職員又は職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、有料老人ホームの設置者は必要な措置を講じなければならない。 なお、設置者にあつては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日・厚生労働省）」に基づき、個人情報の適正な取扱いを遵守すること。 9 施設の管理・運営 (4) 業務継続計画の策定等 ア 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定に当たっては、「介

改正後（新）	改正前（旧）
<u>「護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。</u> <u>また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。</u> イ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めてその実施手法は問わないものの、机上および実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 <u>なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他の設置者との連携等により行うことも差し支えない。</u> ウ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (8) 医療機関等との連携 ア 入居者の病状の急変等に備えるため、<u>あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。その際、入居者の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関を定めるよう努めること。</u> <u>イ 当該有料老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。）の発生</u>	護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。 イ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めてその実施手法は問わないものの、机上および実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 ウ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (8) 医療機関等との連携 ア 入居者の病状の急変等に備えるため、近距離（移送に要する時間がおおむね20分以内）で、かつ内科・整形外科・精神科等の診療科目を標榜している医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。

改正後（新）	改正前（旧）
<u>時等の対応を取り決めるよう努めること。</u> <u>ウ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。</u> <u>エ 入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該有料老人ホームに速やかに入居させることができるよう努めること。</u> <u>オ</u> 歯科医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくよう努めること。なお、当該協力歯科医療機関は近距離にあることが望ましい。 <u>カ</u> 当該協力医療機関（協力歯科医療機関を含む。以下同じ）との協力内容（健康相談・健康診断及び受診・治療等の協力、入院加療が必要となった場合の協力、夜間等における病状急変時等の協力）及び診療科目等について入居者に周知しておくこと。 <u>キ</u> 入居者が適切に健康相談や健康診断を受けられるよう、協力医療機関による医師の訪問や、嘱託医の確保などの支援を行うこと。 <u>ク</u> 入居者が医療機関を自由に選択することを妨げないこと。協力医療機関は、あくまでも、入居者の選択肢として設置者が提示するものであって、当該医療機関における診療を誘引するためのものではない。 <u>ケ</u> 医療機関から入居者を患者として紹介する対価として金品を受領することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を受領することにより、入居者が当該医療機関において診療を受けるように誘引してはならないこと。	イ 歯科医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくよう努めること。なお、当該協力歯科医療機関は近距離にあることが望ましい。 ウ 当該協力医療機関（協力歯科医療機関を含む。以下同じ）との協力内容（健康相談・健康診断及び受診・治療等の協力、入院加療が必要となった場合の協力、夜間等における病状急変時等の協力）及び診療科目等について入居者に周知しておくこと。 エ 入居者が適切に健康相談や健康診断を受けられるよう、協力医療機関による医師の訪問や、嘱託医の確保などの支援を行うこと。 オ 入居者が医療機関を自由に選択することを妨げないこと。協力医療機関は、あくまでも、入居者の選択肢として設置者が提示するものであって、当該医療機関における診療を誘引するためのものではない。 カ 医療機関から入居者を患者として紹介する対価として金品を受領することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を受領することにより、入居者が当該医療機関において診療を受けるように誘引してはならないこと。

改正後（新）	改正前（旧）
(10) 施設の衛生管理 ア 入居者が使用する食堂等の什器、備品その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うこと。 (ア) 水道法（昭和32年法律第 177号）の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講じること。 (イ) 常に施設内外の生活環境を清潔に保つこと。 イ 感染症が発生し又はまん延しないように、保健所の指導のもとに必要な措置を講じること。 (ア) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 (イ) <u>特にインフルエンザ対策</u>、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するため、厚生労働省から発出されている通知等に基づき、適切な措置を講じること。 (ウ) 定期的に調理に従事する者の検便を行うこと。 (エ) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 ウ 食堂、便所等の共用の洗面設備及び医務室（又は健康管理室）等においては、共用でタオルを使用しないこと。 (14) 運営懇談会の設置等 有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）	(10) 施設の衛生管理 ア 入居者が使用する食堂等の什器、備品その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うこと。 (ア) 水道法（昭和32年法律第 177号）の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講じること。 (イ) 常に施設内外の生活環境を清潔に保つこと。 イ 感染症が発生し又はまん延しないように、保健所の指導のもとに必要な措置を講じること。 (ア) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 (イ) 特に新型コロナウイルス感染症対策、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するため、厚生労働省から発出されている通知等に基づき、適切な措置を講じること。 (ウ) 定期的に調理に従事する者の検便を行うこと。 (エ) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 ウ 食堂、便所等の共用の洗面設備及び医務室（又は健康管理室）等においては、共用でタオルを使用しないこと。 (14) 運営懇談会の設置等 有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）

改正後（新）	改正前（旧）
を設置し、その運営に当たっては、次の事項について配慮すること。 ただし、入居者数が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていることや、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っている場合にあっては、この限りでない。 ア 運営懇談会は、<u>管理者</u>、職員及び入居者によって構成されること。 イ 運営懇談会の開催に当たっては、入居者及び入居者のうちの要介護者等についてはその身元引受人に必ず周知し、参加できるように配慮すること。 ウ 施設の運営について外部からの点検が働くよう、職員及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員などを加えるよう努めること。 エ 運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明すること。また、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めること。 （ア） 入居者の状況 （イ） サービス提供の状況 （ウ） 管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容 （エ） 貸借対照表や損益計算書等の財務諸表に基づいた経営状況 （オ） 事故の発生や苦情申出に関する対応 （カ） 行政による指導監査の結果等 オ 施設運営及び入居者処遇について、重大な影響が生じる恐れがある場合は、臨時に運営懇談会を開催し、入居者及びその家族等に説	を設置し、その運営に当たっては、次の事項について配慮すること。 ただし、入居者数が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていることや、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っている場合にあっては、この限りでない。 ア 運営懇談会は、管理者（施設長）、職員及び入居者によって構成されること。 イ 運営懇談会の開催に当たっては、入居者及び入居者のうちの要介護者等についてはその身元引受人に必ず周知し、参加できるように配慮すること。 ウ 施設の運営について外部からの点検が働くよう、職員及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員などを加えるよう努めること。 エ 運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明すること。また、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めること。 （ア） 入居者の状況 （イ） サービス提供の状況 （ウ） 管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容 （エ） 貸借対照表や損益計算書等の財務諸表に基づいた経営状況 （オ） 事故の発生や苦情申出に関する対応 （カ） 行政による指導監査の結果等 オ 施設運営及び入居者処遇について、重大な影響が生じる恐れがある場合は、臨時に運営懇談会を開催し、入居者及びその家族等に説

改正後（新）	改正前（旧）
明すること。 カ 運営懇談会を開催した際には、議題(審議内容)とともに、入居者からの意見及び施設職員が説明した内容等について議事録を作成し、入居者及びその家族等に配布すること。 10 サービス等 (15) 高齢者虐待の防止 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。 ア 同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。 イ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 ウ 虐待の防止のための指針を整備すること。 エ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 オ イからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 <u>当該担当者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。</u> カ その他同法第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体	明すること。 カ 運営懇談会を開催した際には、議題(審議内容)とともに、入居者からの意見及び施設職員が説明した内容等について議事録を作成し、入居者及びその家族等に配布すること。 10 サービス等 (15) 高齢者虐待の防止 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。 ア 同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。 イ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 ウ 虐待の防止のための指針を整備すること。 エ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 オ イからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 カ その他同法第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体

改正後（新）	改正前（旧）
制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。 (16) 身体的拘束の原則的禁止 入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。 <u>(17) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合</u> 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、<u>その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u> <u>また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。</u> <u>(18) 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電	制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。 (16) 身体的拘束の原則的禁止 入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。 ただし、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）において示された「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」を参考にして、あらかじめ非代替性、一時性、切迫性の3つの要件についてそれぞれ検討の上、その経過及び結果を記録するとともに家族等に説明すること。また、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」を参考にして、観察記録等を作成し保存するとともに、身体的拘束廃止に向けた検討を適宜行うこと。 (17) 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。 ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電

改正後（新）	改正前（旧）
話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 13 契約内容等 (3) 重要事項の説明等 老人福祉法第29条第7項の規定に基づく情報の開示において、老人福祉法施行規則第20条の5第16号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。 ア 入居契約に関する重要な事項を説明するため、別紙様式に基づき「重要事項説明書（川崎市有料老人ホーム設置運営指導要綱第6条第1項にある有料老人ホーム重要事項説明書（第2号様式）等をいう）」及び添付資料（以下「重要事項説明書」という。）を作成するとともに、契約締結前に入居希望者及び身元引受人等にこれを交付することにより、誤解を与えることがないよう必要な事項を実態に即して正確に説明すること。 なお、同様式の別添1「<u>事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス等</u>」、別添2「<u>有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表</u>」、別添3「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針適合表」は、重要事項説明書の一部をなすものであることから、重要事項説明書に必ず添付すること。 別添3「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針適合表」には、	話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 13 契約内容等 (3) 重要事項の説明等 老人福祉法第29条第7項の規定に基づく情報の開示において、老人福祉法施行規則第20条の5第16号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。 ア 入居契約に関する重要な事項を説明するため、別紙様式に基づき「重要事項説明書（川崎市有料老人ホーム設置運営指導要綱第6条第1項にある有料老人ホーム重要事項説明書（第2号様式）等をいう）」及び添付資料（以下「重要事項説明書」という。）を作成するとともに、契約締結前に入居希望者及び身元引受人等にこれを交付することにより、誤解を与えることがないよう必要な事項を実態に即して正確に説明すること。 なお、同様式の別添1「別に実施する介護サービス一覧表」、別添2「個別選択による介護サービス一覧表」、別添3「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針適合表」は、重要事項説明書の一部をなすものであることから、重要事項説明書に必ず添付すること。 別添3「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針適合表」には、

改正後（新）	改正前（旧）
本指針への不適合事項を記載すること。 また、契約の締結については、身元引受人又は第三者等の立ち会いのもとに行うよう努めること。 イ 有料老人ホーム重要事項説明書は、入居相談があったときに交付するほか、求めに応じ交付すること。 ウ 入居希望者が、次に掲げる事項その他の契約内容を十分理解した上で契約を締結できるよう、契約締結前に十分な時間的余裕を持って重要事項説明書及び実際の入居契約の対象となる居室に係る個別の入居契約書について十分な説明を行うこととし、その際には説明を行った者及び説明を受けた者の署名を行うこと。また、署名した重要事項説明書は、有料老人ホームもその写しを保管すること。 (ア) 設置者の概要 (イ) 有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。） (ウ) サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合、その旨 (エ) 有料老人ホームの設置者又は当該設置者に関する事業者が、当該有料老人ホームの入居者に提供可能な指定居宅サービスの種類 (オ) 入居者が希望する介護サービスの利用を妨げない旨 エ 有料老人ホームの設置時に老人福祉法第29条第1項に規定する届出を行っていない場合や、本指針に基づく指導を受けている場合は、重要事項説明書にその旨を記載するとともに、入居契約に際し、入居希望者に対して十分に説明すること。 (5) 入居募集等 ア 入居募集に当たっては、パンフレット、募集広告、インターネッ	本指針への不適合事項を記載すること。 また、契約の締結については、身元引受人又は第三者等の立ち会いのもとに行うよう努めること。 イ 有料老人ホーム重要事項説明書は、入居相談があったときに交付するほか、求めに応じ交付すること。 ウ 入居希望者が、次に掲げる事項その他の契約内容を十分理解した上で契約を締結できるよう、契約締結前に十分な時間的余裕を持って重要事項説明書及び実際の入居契約の対象となる居室に係る個別の入居契約書について十分な説明を行うこととし、その際には説明を行った者及び説明を受けた者の署名を行うこと。また、署名した重要事項説明書は、有料老人ホームもその写しを保管すること。 (ア) 設置者の概要 (イ) 有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。） (ウ) サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合、その旨 (エ) 有料老人ホームの設置者又は当該設置者に関する事業者が、当該有料老人ホームの入居者に提供可能な指定居宅サービスの種類 (オ) 入居者が希望する介護サービスの利用を妨げない旨 エ 有料老人ホームの設置時に老人福祉法第29条第1項に規定する届出を行っていない場合や、本指針に基づく指導を受けている場合は、重要事項説明書にその旨を記載するとともに、入居契約に際し、入居希望者に対して十分に説明すること。 (5) 入居募集等 ア 入居募集に当たっては、パンフレット、募集広告、インターネッ

改正後（新）	改正前（旧）
トのホームページ等において、有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、その旨、表示事項及び指定居宅サービスの種類等を掲載することにより、提供するサービスの内容、居住の権利形態及び入居時の要件等をわかりやすく表示すること。 イ 募集広告等の内容及び表示については、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第 134号）及び同法第 5 条第 1 項第 3 号の規定に基づく告示を遵守するとともに、「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成16年公正取引委員会告示第 3 号）及び公益社団法人全国有料老人ホーム協会が作成した「有料老人ホームの広告等に関する表示ガイドライン（平成16年 8 月）」に沿ったものとする ウ 募集広告等の内容及び表示については、誇大広告等により、入居者に不当に期待を抱かせたり、それによって損害を与えたりするようなことがないよう、実態と乖離のない正確な表示をすること。 特に、介護が必要となった場合の居室の住み替え、有料老人ホームの土地・建物の権利形態、施設・設備の構造及び仕様、介護・看護職員の配置体制、終身介護についての表示、業務の全部又は一部の委託、介護保険給付の対象とならない介護サービスの内容及び費用負担、入居契約の解除条件などについて、明瞭に記載されないことにより、入居希望者等に誤認されるケースがあるため、入居契約書及び管理規程等に沿って正確に表示すること。 <u>エ 入居募集に当たり、有料老人ホームが、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者（以下「情報提</u>	トのホームページ等において、有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、その旨、表示事項及び指定居宅サービスの種類等を掲載することにより、提供するサービスの内容、居住の権利形態及び入居時の要件等をわかりやすく表示すること。 イ 募集広告等の内容及び表示については、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第 134号）及び同法第 5 条第 1 項第 3 号の規定に基づく告示を遵守するとともに、「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成16年公正取引委員会告示第 3 号）及び公益社団法人全国有料老人ホーム協会が作成した「有料老人ホームの広告等に関する表示ガイドライン（平成16年 8 月）」に沿ったものとする ウ 募集広告等の内容及び表示については、誇大広告等により、入居者に不当に期待を抱かせたり、それによって損害を与えたりするようなことがないよう、実態と乖離のない正確な表示をすること。 特に、介護が必要となった場合の居室の住み替え、有料老人ホームの土地・建物の権利形態、施設・設備の構造及び仕様、介護・看護職員の配置体制、終身介護についての表示、業務の全部又は一部の委託、介護保険給付の対象とならない介護サービスの内容及び費用負担、入居契約の解除条件などについて、明瞭に記載されないことにより、入居希望者等に誤認されるケースがあるため、入居契約書及び管理規程等に沿って正確に表示すること。

改正後（新）	改正前（旧）
<u>供等事業者」という。）と委託契約等を締結する場合は、次の事項に留意すること。</u> <u>(ア) 情報提供等事業者と委託契約等を締結する場合には、例えば、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わないこと。また、上記のような手数料の設定に応じないこと。</u> <u>また、情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めないこと。</u> <u>(イ) 情報提供等事業者の選定に当たっては、当該情報提供等事業者が入居希望者に提供するサービス内容やその対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把握することが望ましいこと。</u> <u>また、公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の3団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましいこと。</u>	
15 電磁的記録等 (1) 作成、保存その他これらに類するもののうち、この指導指針の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、<u>磁気的方式</u>	15 電磁的記録等 (1) 作成、保存その他これらに類するもののうち、この指導指針の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁器的方式

改正後（新）	改正前（旧）
その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 (2) 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方（入居者等）の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、<u>磁気的方法</u>）その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。 附 則 この指導指針は、<u>令和7年4月 日</u>から施行する。	その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 (2) 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方（入居者等）の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁器的方法）その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。